

人ある限り人権を No.9



部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会（事務局）

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722 倉吉市役所企画振興部人権局

TEL0858-22-8130/FAX0858-22-8135

E-mail : jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp

「部落地名総鑑」復刻版の出版・発行を許さない

部落差別解消法案など人権を保障する法制定を

2016年度部落解放・人権政策確立要求第一次中央集会在五月二十三日（月）東京・憲政記念館で開催され、全国各地から約六〇〇人が参加。鳥取県からは、竹内敏朗江府町長をはじめ若桜町、智頭町、琴浦町、北栄町の副町長、境港市、米子市の教育長など自治体関係者、解放同盟の関係者二〇人が参加した。

中央集会では、鳥取ループ・示現舎による「部落地名総鑑」復刻版の



出版・発行は許されない差別事件である。とりわけ解放運動や同和教育のない1000カ所に及ぶ未指定地区も掲載されており、そこに暮らす被差別部落出身者の身元が暴かれ、結婚等に反対されることになれば、自らの命を落としかねない問題となる。現在、出版禁止とウェブサイトの削除、総額二億三〇〇〇万円の損害賠償請求を求めて裁判闘争を取り組んでおり、七月五日に第一回公判の予定である。差別を禁止する法律がない現状の中では、確信的差別行為に対して、「名誉棄損」や削除申し立てなど、差別された側に大きな負担を強いられる現状を変えるために差別禁止法の制定が必要である。

また、自民・公明・民進の三党で「部落差別の解消の推進に関する法律案」（部落差別解消法案）が提出された。理念法ではあるが、悪質な差別事件を踏まえ、「部落差別は社会悪である」ということを国の姿勢とし



2016年度第1次中央集会（憲政記念館2016. 5. 23）

て明確にさせる意味で重要な法案と言える。会期末までわずかな期間ではあるが、全力を挙げて国会議員への要請行動等を取り組んで行くことが確認された。集会后は、法務省、文部科学省、厚生労働省との交渉が行われるとともに、地方六団体への要請行動、衆参国会議員への要請行動（鳥取県実行委員会には県内選出国會議員、秋田県選出国會議員十二人に要請）が行われた。（「部落差別の解消の推進に関する法律案」は、衆議院法務委員会で継続審議となる。）



差別禁止法・人権侵害救済法の制定をめざし



県内署名行動に取り組もう



2016年五月十七日午後から、部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会第三十二回総会と学習会が倉吉未来中心で開催され、県内各地の市町村から関係者二二一人の参加者があった。

禁止法や人権侵害救済法の制定は、急務の課題である。力を合わせて、継続した取り組みを続けることを参加者に訴えた。

総会では、昨年度の事業として、2015年五月二十日に開催された第一次中央行動には、鳥取県実行委員会から二十二人が参加。同年十月二十九日の第二次中央行動にも二十二人が参加し、両日とも集会後、鳥取県、秋田県選出国会議員への要請行動を行った。

また、昨年は「第四十回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」において、第二分科会の第二分散会(参加者五五人)で、「あいつぐ差別事象全国・県内の実態」というテーマで、鳥取県実行委員会の取り組みが報告されたことや、2015年度の学



石田耕太郎会長

習会では、二月二十五日に倉吉未来中心で二四七人の参加があり近畿大学教授の北口末広さんを招き、「差別や人権侵害を許さない社会システムの創造に向けて」という演題で開催したという昨年度の事業報告・決算報告があり承認された。そして、鳥取ループによる部落地名総鑑復刻版の発行・販売という許せない差別行為やインターネット上に氾濫する同和地区地図情報など、差別を助長・誘発する確信的行為に歯止めをかける「差別禁止法」、「人権侵害救済法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定を求める署名活動を県内全域で進めることを盛り込んだ新年度事業計画案、予算案が了承された。また、役員改選があり新しい会長には、石田耕太郎倉吉市長が再



第32回総会・学習会 (倉吉未来中心2016. 5. 17)

任された。

その後学習会では、部落解放同盟中央執行委員長である組坂繁之さんから「差別禁止法や人権侵害救済法制定に向けた現状と課題」というテーマで講演を受けた。

組坂繁之(部落解放同盟中央執行委員長)





ヘッジファンド等によって世界的に貧困が拡大している。それによって、庶民生活は上見て暮らすな、下見て暮らせという状況になっており、それがヘイトスピーチに結びついていく状況もある。ヘイトスピーチに対応する法律が国会中に成立する見込みだ。中味的には問題があり、まずは成立させて、その後に実効性のある中身にしていかなければならない。自民党は、部落問題に関する小委員会を設置し、「部落差別の解消の推進に関する法律案」をまとめ、

公明党も了承した。2002年三月末に「地対財特法」が失効して以来、部落問題の名称を使った法律はない。自民党は人権全般に対応する法律の制定には反対している現状と深刻な差別事件の現状を踏まえれば、やはり部落問題に特化する何らかの法律は必要である。自民党の素案は、理念法ではあるが実態調査の項目があり、現状を調査させることで、その現状を改善させるために実効性のあるものへ法律を修正していくことが必要である。各都府県実行委員会の力を結集し、何としてもこの法案の成立を求めている、という話が合った。

鳥取県実行委員会の新しい役員は、次のとおり

- 会長 石田耕太郎 (倉吉市長)
- 副会長 小林 昌司 (若桜町長)
- 副会長 中田 幸雄 (解放同盟連合委員長)
- 副会長 永江多輝夫 (南部町教育長)
- 副会長 本川 博孝 (連合鳥取会長)
- 常任委員 深澤 義彦 (鳥取市長)
- 〃 野坂 康夫 (米子市長)

- 〃 中村 勝治 (境港市長)
- 〃 吉田 秀光 (三朝町長)
- 〃 森保 保 (伯耆町長)
- 〃 福井伸一郎 (倉吉市教育長)
- 〃 北尾 慶治 (米子市教育長)
- 〃 木下 法広 (鳥取市教育長)
- 〃 高木 政寛 (若桜町教育長)
- 〃 土海 孝治 (北栄町教育長)
- 〃 石上 良夫 (解放同盟連合委員長)
- 〃 津川 俊仁 (解放同盟連合委員長)
- 〃 監査委員 吉田 英人 (八頭町長)
- 〃 監査委員 村上 成人 (解放同盟連合委員長)

任期は、2018年の総会まで

2016年度部落解放・人権政策確立要求第2次中央集会 (東京)

- 日時 2016年10月下旬頃
- 午後一時〜中央集会
- 午後二時三〇分〜

部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会2016年度学習会

- 日時 2017年2月頃
- 午後一時〜役員会
- 午後二時三〇分〜学習会
- 会場 倉吉市内

(本年、二月二十五日に開催された2015年度学習会の北口末広近畿大学教授の講演から)

部落地名総鑑事件や1998年の日本アイビー、リック事件の身元調査事件等にかかわった経験から、その解決には差別・人権侵害事象の正確な事実確認、問題点・差別性の整理、背景・原因の整理、それを克服するための課題、課題の政策化・方針化と実践が必要である。同和对策審議会「答申」が「差別に対する法的規制、差別からの保護するための必要な立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大すること」と指摘してから五十年、部落地名総鑑の発覚から四十一年、いまだに地名総鑑は法規制されていない。戸籍謄本等の不正取得事件やヘイトスピーチ、インターネット上に同和地区の地図を掲載する行為など極めて悪質な差別事件が発生している現状において、このような行為に歯止めをかける社会システム(仕組み)が必要である。その仕組みが差別禁止法であり、法律によって社会の意識が変わる。という内容で法制定の必要性が話された。

ヘイトスピーチ対策法

いまだに沈静化したとは言えない状況にあるヘイトスピーチへの対応について、自民、公明の与党は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案」（ヘイトスピーチ対策法案）を四月に提出した。与党案は、在住外国人とその

家族を対象を絞って、差別意識を助長又は誘発する目的で、地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動と定義し、差別解消に向けて国や自治体に相談体制の整備、教育や啓発に取り組みよう努力義務を課す内容となっており、罰則規定等は設けられていない。その後、修正協議が行われ「不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」という見直し規定が付則に盛り込まれるとともに、付帯決議には『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許され

るとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処する」などを盛り込むことで合意され、五月二十四日に衆議院本会議で賛成多数で可決され成立した。国がヘイトスピーチを許さないという立場に明確に立ったという意味で大きな一歩だと言える。

「部落地名総鑑」復刻版出版事件

また、グーグルマップを悪用し同和地区の地図を公開している鳥取グループは、その後も電話帳情報やグーグルストリートビューを悪用することで、極めて配慮を要する同和地区の情報がインターネット上に丸裸でさらされているとともに、電話帳に掲載されている多くの人々の個人情報も同時にさらされていることで、身元調べ等に悪用される危険性が益々大きくなっている。

また、鳥取グループと示現舎は「全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題した書籍を四月一日より

インターネット通販大手のアマゾンを通じて発行・販売しようとした。「部落地名総鑑」が法規制されていないことを盾に取り、「部落地名総鑑」の基になったと言われている昭和十一年に財団法人全国融和事業協会が作成した「全国部落調査」と題する調査報告書を手に入れ、自分が調べたデータを記載し新たに売り出そうとした。

明らかに差別を商うものであり、差別を助長、拡散しようとする確信的差別行為だとして、部落解放同盟はアマゾンと大手出版流通企業に対して発行・販売など書籍を取り扱わないよう要請し業界も取り扱わないと了解した。

また、鳥取グループに対しても発行中止とホームページの掲載削除を直接求めたが、鳥取グループはそれには応じていない。

そして、「部落地名総鑑」の出版・販売を禁止する申し立てを行い、横浜地裁は鳥取グループと示現舎に出版・販売を禁止する仮処分決定を出した。

また、鳥取グループは「同和地区 wiki」というサイトに「全国部落調査」を掲載するとともに、各県別の同和地区の所在地情報、同和地区と関連する人名一覧、同和地区関係諸団体の名簿を掲載し、誰でも閲覧できる状態となっている。このウェブサイト等の削除を求める申し立てを行い、横浜地裁は四月十八日、サイトを削除するよう命じる仮処分決定と「ウェブサイトへの掲載、出版や放送、映像化など一切の方法による公表をしてはならない」とする仮処分決定を行った。これらの決定等に慌てた彼らはすぐにこの関係する名簿や一覧をネット上から削除している。

「同和地区 wiki」には部落解放同盟関係人物一覧として名前や役職、個人の住所、電話番号、生年月日などが掲載されている。部落解放同盟と役員ら二一人が出版差し止めと原告一人あたり一〇万円、総額二億三三二〇万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴している。